

刈谷市公文書部分公開決定通知書

刈長発第159号

平成17年6月29日

前本好江様

刈谷市長 榎並邦夫



平成17年6月22日付けで請求のありました公文書の公開については、次のとおり一部公開することと決定したので通知します。

公文書の名称 又は内容	成年後見制度に係る市長による審判の請求に関する以下の文書 ① 平成16年4月以降に制定又は改正した、市長による審判の請求手続を含む当該制度利用支援事業の詳細を定めた要綱、内規等。 ② 審判請求及び同制度利用支援事業に係る平成17年度予算の詳細（対象予定業務、想定件数、金額等）を記した文書。 ③ 審判請求及び同制度利用支援事業に係る平成16年度の実績（件数及び費用）を記した文書。
公開の日時	年 月 日（ ） 午前 時 分 午後
公開の場所	郵送
公開の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input checked="" type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> 視聴
公開しないことと決定した部分	平成16年度実績を記した文書
公開しないことと決定した理由	実績がなかったため
担当部課	福祉健康部 長寿課 高齢福祉担当 電話（0566）－62－1013
備考	

- 注1 公文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。  
 2 指定された公開の日時に来庁できない場合は、あらかじめ担当課までご連絡ください。  
 3 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、刈谷市長に対して異議申立てをすることができます。  
 4 上記3にかかわらず、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、刈谷市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記3の異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

平成17年6月29日

前本好江様

刈谷市長 榎並邦夫



公文書の写しの交付に要する費用について

平成17年6月22日付けの公開請求に係る費用については、次のとおりです。

<p>公文書の名称 又は内容</p>	<p>成年後見制度に係る市長による審判の請求に関する以下の文書                  ① 平成16年4月以降に制定又は改正した、市長による審判の請求手続を含む当該制度利用支援事業の詳細を定めた要綱、内規等。                  ② 審判請求及び同制度利用支援事業に係る平成17年度予算の詳細（対象予定業務、想定件数、金額等）を記した文書。                  ③ 審判請求及び同制度利用支援事業に係る平成16年度の実績（件数及び費用）を記した文書。</p>
<p>写しの作成に 要する費用</p>	<p>写しの作成に要する費用 （写しの枚数） （1枚当たりの金額）                  8 枚 × 10 円 = 80 円</p>
<p>写しの送付に 要する費用</p>	<p>80 円</p>
<p>担当部課</p>	<p>〒448-8501                  刈谷市東陽町1-1                  刈谷市役所 福祉健康部長寿課 高齢福祉担当                  電話（0566）-62-1013</p>

注 対象公文書の写しは、当該写しの交付に要する費用を受領した後に交付しますので、市役所での公開の場合は、その費用を持参してください。

また、郵送での写しの交付の場合は、写しの作成に要する費用の額の現金と写しの送付に要する費用の額の切手を、現金書留にて市役所担当部課まで送付してください。